

熊本県理容師・美容師養成施設指導調査実施要領

熊本県理容師・美容師養成施設指導調査実施要領を次のように定める。

(目的)

第1条 この要領は、熊本県内に所在する理容師・美容師養成施設に対して、理容師養成施設指定規則及び美容師養成施設指定規則に規定される指定の基準等の遵守状況を実地に確認し、監督業務を適切に実施することにより、理容師・美容師養成施設の適正な運営に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 指導調査の対象となる理容師・美容師養成施設（以下、「調査対象施設」という。）については、指導調査の実施状況、指導調査結果の改善状況、定期報告等による運営状況、養成施設の指定時期、規模及び所在地等を総合的に勘案した上で、県内の全施設を計画的に巡回できるよう、毎年度当初に施設を選定し、順次指導調査を実施することとする。

(指導調査の実施方法)

第3条 指導調査の実施方法は、次によるものとする。

- 1 指導調査は、調査対象施設の設置者に対して、その実施予定日の概ね1か月前までに、調査対象施設の名称、調査日時、調査内容及び事前に提出を求める資料等の内容を通知した上で行うものとする。
- 2 指導調査は、原則として職員2名以上で実施する。
- 3 指導調査の期間は、原則として1日間とする。ただし、必要に応じて、事前に調査対象施設と調整の上、延長できるものとする。
- 4 指導調査当日は、調査対象施設の管理責任者（理事長又は学校長等）の他、専任教員、事務職員等の立会いを求めるものとする。

(指導調査の内容)

第4条 指導調査にあたっては、次に掲げる事項について、原則として、指導調査を実施する当該年度及び前年度の運営状況を把握するとともに、関係法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて改善指導を行うものとする。

- 1 学則等の内容に関する事項（法令等において学則等に定めるよう規定されている事項の規定状況）
- 2 承認及び届出手続に関する事項（該当の有無、提出状況）
- 3 教員に関する事項（専任教員の数、勤務状況及び教員の資格要件等）
- 4 生徒に関する事項（定員・入学者の状況、入学資格の審査、履修認定方法及び卒業要件等）
- 5 授業に関する事項（理容師・美容師養成施設指定規則、理容師・美容師

養成施設の指導要領等で定められた授業科目（実習を含む。）の実施状況等）

- 6 施設及び設備に関する事項（建物及び設備の状況、教材教具・図書の有状況等）
- 7 財務に関する事項（運営状況、入学料等の適正な徴収、収支予算等）
- 8 その他必要な事項（健康診断の実施状況、学籍簿等諸帳簿の整備状況等）

（指導調査実施後の措置）

第5条 指導調査実施後の措置は、次によるものとする。

- 1 指導調査実施後、現地において指導調査の結果について講評を行うものとする。また、指導調査実施後概ね1か月以内に調査対象施設の設置者あてに文書により指導調査の結果を通知するものとする。
- 2 指導調査の結果、特に改善が必要と認められる事項については、上記1の文書によって改善を求めるとともに、期限を付して改善報告書の提出を求めるものとする。
- 3 上記2の改善報告書の提出があったときは、その改善内容を十分精査するとともに、当該改善内容が終了するまで引き続き指導を行うものとする。

（その他）

第6条 臨時に調査を必要とする場合には、本要領によらず指導調査を実施することができるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。